

石上乙鷹に関する作品について

— その一つの解釈 —

八 木 毅

は し が き

本稿は天平期の万葉歌人石上乙鷹の土佐配流を素材とした作品群に対する一つの解釈の提起である。わたくしのこの論述には御批判を受けるべき点がすくなくないと思ふ。御一読下さる諸賢の御教示を得たく存する次第である。

—

いよのかみつあつとまをまろ

石上朝臣乙鷹は万葉歌人のなかではその履歴のよく伝はつたがには属する人である。その父、石上麻呂は慶雲元年七〇四大納言右大臣、和銅元年七〇八左大臣に任ぜられ、廟堂に重きをなしてゐた。その頃、藤原不比等は宮子を文武天皇に納れ、頭角をあらはし、左大臣石上麻呂とならんで右大臣の地位に進んでゐる。宮廷における主導的な力は、皇親出の丹波嶋七〇一歿から石上麻呂へ、さらに藤原不比等へと移りつつあつた。不比等の薨七二〇後、隠然たる勢威をもつに至つたのはかつて皇嗣と予定された高市皇子の子、長屋の王である。聖武天皇の受禪後四年にして夫人藤原氏（安宿媛）は皇子をうみ、皇太子に立てたが翌神龜五年七二八九月に急死

してしまつた。皇嗣を失つたことから左大臣長屋の王の鬱然たる存在は聖武側近をおびやかすものとして見られてゐたらしい。遂に天平元年七二九二月十一日、卑賤の官人による密告を仕組み、それによつて長屋の王の邸を軍隊でかこみ、藤原智麻呂らが直接王を窮問の上、反逆の罪をきせてその妻子とともに自尽せしめた。続日本紀はその年八月を以て天平と改元すると共に、同月藤原夫人を立てて皇后としたことを記してゐる。つまり聖武側近——藤原氏は皇嗣問題に関して不安を感じてゐた上に、光明子を立后せしめようとするのに対しても長屋の王は一種の妨害勢力として抹殺しなければならぬと考へられてゐたらしいことがわかるのである。

天平九年七三七は太宰管内の諸国からひろがつた疫瘡のために、不比等の跡をついでゐた左大臣智麻呂ら相並んで廟堂に立つてゐた藤原氏四人の頭官、長田王、多治比具守、藤原佐為その他有名無名の人々が数多く死んでいつた。

藤原宇合の死んだのはその年の八月五日であつたが、そのあとには、若い夫人久米若亮がとりのこされた。

権力收奪の波に乗つてきた藤原氏にとつてこの年は油断ならぬ危機であつた。続日本紀によると天平十一年七三九三月廿八日、石上

朝臣乙鷹は藤原宇合の残した若後家、久米若亮と密通したために罪せられて彼は土佐に流され、彼女は遠く下総に流されたことが記されてゐる。石上氏の家格がもとと藤原氏の上にあつたのと、藤原氏の現状とに鑑みてこの事件にも、長屋の王事件まではゆかなくとも何か権力闘争に根ざした政治的陰謀がからんでゐたにちがひないといふ推測も十分なりたちうと思ふ。

中臣宅守が狹野茅上娘子とのことで配流されたのもこの頃のことである。万葉集卷十五の半ばをしめる彼らの相聞歌には周知の如き題詞左註がある。それでもこれらを第三者の創作とみる説があるのだがわたくしはそれには従へない。

再び続日本記の記述を辿つてゆくと天平十二年六月には大赦が行はれ、殺人強盜竊盜、他人の妻とたはけたものなどは赦す限りではないとして当時配所にあつた人の内、穂積朝臣老、多治比真人祖人、名負東人、久米連若女等五人は京に召しかへされたことがしるされてゐる。

しかし乙鷹がいつ赦されて都に帰つたかについて、何故か続紀は語らないのである。ただ天平十三年九月の条に

大赦、但し還ることを願はざるものはほしのままにこれをゆるせ

とある。契沖や鹿持雅澄は右によつて石上乙鷹はこの時に赦されたものかも知れないと推定し、鴻巣盛広氏はこの時に赦されたものとし、新村出博士はこの時に帰京したと断言してをられる。しかしこれらの諸説にはいづれも確証がない。

ところが天平十五年五月には

從四位下 石上朝臣乙鷹に従四位上を授く

と続日本紀にあるから、この頃にはすでに都に帰つてゐて、再び廟堂に出仕してゐたらしいのである。

流刑地における彼は詩歌ことに漢詩の制作に消光してゐたらしく、それらを集めて銜悲藻二巻をものしてゐたことが懐風藻によつて知られる。懐風藻所收の四首の五言律のうち第三の詩は、配所に冬を迎へた作者が老年流人の悲傷を「旧識」に訴へてゐる詩であり、第四の詩は、「秋夜閨情」と題して「山川險易路」を相距てた「麗人」と夢に逢ひ、めざめて孤閨の寒さに泣き、展転閨中を憶ふといふのである。この詩に「麗人」とあるのは誰であるか、勿論何の徴証もないわけであるが、彼の流刑の事情やこの詩の内容などから推して、彼女が久米の若亮であるとして差支へなからう。

単なる史的事実としての乙鷹の帰京時期に関する実証資料を欠くことはその考察に致命的であるに比し、この場合も同一ではないかとの反問もあらうがわたくしは必ずしもさうは考へない。

結局、天平十一年三月に配流された乙鷹は天平十三年九月の大赦では都へ帰らなかつたとしても天平十五年五月には帰京してゐたといふことだけは言へるのである。

二

懐風藻の編者が誰であるかについては林春齋の淡海三船説、川原寿一氏の石上宅嗣説などがある。しかしわたくしは武田祐吉博士の葛井の連広成説（上代日本文学史昭和五年十一月刊）に従ひたい。これもさきの乙鷹帰京の時期を決する材料がなかつたと同様に外在的な「確証」はない。しかし懐風藻の内容を再検討すればやは

り武田博士の説を承認するのが現在では妥当ではないかと思はれる
徴証がある。序文によれば編者は「薄官」とあるが広成は養老三
七一九大外記従六位下とはじめて見え、天平勝宝元七四九には正五
位上でやうやく少輔となつてゐる。目錄（目次）に「略以時代相次、
不以尊卑等級」とあるのに対し広成の作は巻末にあり、勝宝二年九
月朔日に薨じた乙鷹の次に載つてゐるところから懷風藻の成つた勝
宝三年十一月以後まで生きてゐたものと考へられる、などである。
続紀によそよそしく不名譽な事実を書きのこされた石上乙鷹は、
懷風藻においては温かく遇せられてゐる。編者は彼を紹介して次の
如く記してゐる。

石上中納言左大臣第三子也。地望清華人才類秀。雍容間雅甚善
風儀。雖勗志典墳亦頗愛篇翰。嘗有朝遣飄寓南荒。臨淵吟沢写
心文藻。遂有銜悲藻兩卷今伝於世。天平年中詔簡入唐使。元來
此拳難得其人。時漢朝堂無出公右。遂拜大使衆僉悅服。為時所
推皆此類也。然遂不往。其後授從三位中納言自登台位。風采日
新芳猷雖遠列。蕩然時年一脱字

これによつてみると懷風藻の編者は乙鷹に対し崇敬親愛の情を抱
き、その生前には詩文の交遊もあつたものかと思はれる。歿年を記
すべくして逸したのも乙鷹の死と懷風藻の事実上の成立とが、ほぼ
同時期であつたことを示してゐるのではなからうか。

懷風藻の巻末に近い十人の作者をあげると

- 55 丹墀真人広成
- 56 高尙朝臣諸足
- 57 釈道融
- 58 麻田連陽春

59 塩屋連古麻呂
60 伊支連古麻呂
61 隠士民黒人
62 釈道融
63 石上朝臣乙麻呂
64 葛井連広成

となり、彼らは懷風藻の完成した天平勝宝三年七五十一月の前後
大体十年位の間に歿していつたものと考へられる。
続日本紀によれば61・62以外の人物の最終記事の所出年月から
遠からざる時に歿してゐると思はれる。ただし55・57・63など
は歿年が明らかである。

武田博士の説に従つて編者を葛井広成とするならば彼と乙鷹との
親近の如きものがまた丹墀広成との間にもあつたことが予想され
る。彼らは一つの文化圏、といつて大きすぎれば一つの漢詩文壇の
グループであつたといふことが考へられるからである。例へば葛井
広成や麻田陽春が天平二年頃太宰府にゐて、大伴旅人の下にあつた
ことを万葉集五六九や九六二の題詞や左註によつて知りうる如きで
ある。

丹墀広成は、乙鷹の配流された天平十一年四月に薨じた。彼は天
平五年四月、遣唐大使として四船を率ゐて難波の津を進発した。そ
の時、壯途につかんとする彼らに一篇の長歌（万葉集四四三）をはな
むけたものがあつた。万葉集の註記者はその歌に「作主不詳」と
してゐる。作者を乙鷹と考へるも面白いと武田博士は全註釈で
仰言つてゐるが、これはやはりたちひの広成の妻の作とみるのがお
だやかである。「わがせの君」などと同僚下僚が呼びかけるはずは

ないからである。この歌に關しては後にまたふれなければならぬ。

三

万葉集卷六に「石上乙鷹齋配土左國之時歌三首并短歌」と題する一聯の歌群がある。これは最初の章に記した石上乙鷹と久米若荒との「不義の」恋と、その結果としての配流にかかはる作品群である。この一聯の作品中、一〇二二とその反歌一〇二三とは乙鷹の作であるとすのに問題はないうやうである。

ところが一〇一九と一〇二〇

一〇二一といふのは、実は仙覚本が一〇二〇の初めの五句で切り、契沖もそれに従つてその部分を一〇一九の反歌とした。国歌大観の番号は、すなはちそれを踏襲したものであつて、現在では宣長の説によつて一〇二〇と一〇二一とを合せて一首の長歌と見るのが定説となつてゐる。

を古義それから沢瀉・森本博士の作者類別万葉集には乙鷹の妻の作としてゐてこれまた通説となつてゐる。獄令 第十一条 流罪入到配所条に「凡流人、科断已定、及移郷人、皆不得棄放妻妾至配所」とあつて、流罪と定まつた者は妻妾を捨てて配所に行つてはならぬことを規定してゐる。当時法の運用が果してどのやうであつたか、その辺の事情を詳らかにしないのであるが、右の規定自体、妻妾の生活を保証するためのものであつたらうから、本質においてそれが保証されるやうな場合には妻まで配所に伴つてゆかねばならぬ、とは限らなかつたと考へられる。また大辟罪でも、その処刑に、五位以上の者の場合は一種の特恵にあつかりえたのであるから、かうした性質の流刑の場合に、妻が夫の配流に同行せずに済んだことも想

像される。

二〇九 石上振るの尊みことは、弱女の惑ひによりて、馬じもの繩取り
つけ 肉ししじもの弓矢かくみて、王おほさまのみことかしこみ、天
離とちる 夷部えいぶにまかる、古ふる衣まつちの山ゆ 還り来ぬかも

この歌を妻の作とすることに對して異論もなくはない。例へば、妻の作としては流されてゆく夫の姿の描寫が不自然であるといふ説。これに對してわたくしは第一に、いま乙鷹とその妻との間には正常な精神的夫婦關係が破綻してゐるのだといふことを指摘しなければならぬ。第二に、この部分にこそ姦夫の妻の心情が突によく表現されてゐるといふこと。つまりここには妻の夫に對する嘲りや戯画化と道德とが妻の立場から辛辣に歌はれてゐるといふことである。そして結尾部を「古衣まつちの山ゆ 還り来ぬかも」と結んだところに、この歌の制作心情分析の鍵がかくされてゐるのであるが、この部分に對しても、妻が夫のことをいふのに「歸り来ぬかも」といふが如き表現をとるだらうかといふ反論がありえよう。ところが磐姫皇后が仁徳天皇のことを「君がゆき」一八五といひ、鏡玉女が夫鎌足のことを「明けていなば君が名はあれど」九三といひ、人鷹歌集に妻が夫に對して「三粟の中上り、来ず麻呂といふ奴」一七八三といひ、高市黒人妻が黒人のことを「往いき、来き、君こそ見らぬ」二八一といつて妻が夫の動作を歌に表現するのに万葉では必ずしも敬意の語を以てするとは限らないといふことをこれらの例が示してゐる。

この結尾部にはそれではどういふ意味があるかを検討してみよう。万葉集中「まつち山」を詠むものこれを入れて八例あるが、「古衣」といふ枕詞を冠してゐるのはこれ一例あるのみである。この山名に「待つ」の意をも懸けてゐるとは一応考へられなくもないが、

それよりも大切なことはそのやうに常識的修辭的な意味ではなく、この大和・紀伊の国ぞかいの山名に冠した枕詞にどのやうな意味をかかはらせてゐるかといふことである。卷十一の古歌に

三三三 古衣打ちすて人は 秋風の立ち来る時に 物念ふものを

といふのがある。古い着物を打ちすてる人は秋風の吹いて来る頃になると捨てなければよかつたと後悔して物思ひすることですよ、といった意であらうか。ここで「古衣」はなほいまだ修辭上の所謂枕詞として完成せず、素朴な方法で「打ち」にかかつてゐる。しかし「古衣まつちの山ゆ」と詠まれた時の「古衣」はすでに枕詞として完成し「まつちの山」にかかつてゐる。この用法はこれ以外には集中に例がない。そしてこのやうに自己の作歌の中に世人周知の古歌の一句を拉し來つてその意味内容を拡充する方法は、中古の物語における引歌や和歌における本歌取の技術に發展してゆくもので、万葉集中では相關歌中にこの方法がしばしば試みられてゐる。つまりわたくしの考へでは一〇一九の長歌の結尾部に「古衣」と一句挿入したことは、作者がその一句によつてあなたも知つてゐるあの歌二六二六を想ひ出して下さいと言つてゐるのであり、「古衣」をわが身の上に引きあわせてみる乙鷹妻の表現として読んでみて始めてうなづくことのできるものであるといふことができる。

この結尾部についてはもう一つのことを言はねばならない。「古衣まつちの山ゆ 還り來ぬかも」の意は、古くなつて汚れた衣を打ち洗ふといふことをするが、そのことばに似た音をその名にもつた又打山またうちやまを通じて彼乙鷹おとたかは行つちやつたなア、といふ意とわたくしは解してゐる。

しかし諸註は私解と違つてゐる。どこが違ふかといふと最後の

「還り來ぬかも」の解釈である。左に手許の諸註を列記してみよう。

1 代匠記 程なく歸りたまふべしと祝ふ意なり、なれたる衣を洗ひて又打を配流に依て罪を尽して行を改むに譬へたり。

2 古義 いかで還り來よかし、さても名残をしやの意なり。

3 全 配所の土佐まで行くのはひどいから紀州の真土山から還つて來なさらぬかなあ(帰つて來なさいよ)。

4 總 釈 ……田舎の方へ降つて行きます。あの紀州の真土山あたりから歸つて來られればよいがなあ。

5 全註釈 古い着物をまた打つ、その真土山を通じて歸つて來な

6 略 解 まつち山を越えて歸り來ぬ由詠めり。

右のうち私解にいちばん近いのは6である。他の1~5の諸註はいづれも「ぬ・かも」を打消+詠嘆+反語、すなはち希望の意をあらはしてゐるとつてゐるのである。ここで用語例を分析してこの句の意味を考へてみなければならぬ。

A 後の心を知りかてぬ・かも 六

見れどあかぬ・かも 一四

大御門を入りかてぬ・かも 一六

心は念へど直にあはぬ・かも 四六

念ふ心は聞えこぬ・かも 一六四

しましくも吾は忘らえぬ・かも 三五六

天の白雲見れどあかぬ・かも 三六〇

ふれる白雲みれどあかぬ・かも 三六三

道の長道はゆきかてぬ・かも 四〇四

わが父母は忘れせぬ・かも 四〇四

あがもふ君は忘れせぬ・かも 四〇四

わがからに泣きし心を忘れえぬ・かも 四〇五

妹が恋しく忘れえぬ・かも 四〇五

なでしこの花になぞへて見れどあかぬ・かも 四〇五

これらの用例において傍線部の示す意味は「……ない・なア」であり、

非事実+ぬ(強調すべき事実) 十かも

であるのに対し、

B しましくもよどむことなくありこせぬか・も 二九

秋の夜の百夜の長くありこせぬか・も 五〇六

わがへのそのにありこせぬか・も 二六

みよしのの滝のときは常ならぬか・も 三三

吾背子は千年五百年ありこせぬか・も 一〇三

なでしこの花にも君はありこせぬか・も 二二六

今咲けるごとありこせぬか・も 一七三

今し七夜をつぎこせぬか・も 二〇七

黒馬の来る夜は常にあらぬか・も 三三三

こがく舟に君もあはぬか・も 五五五

夜渡る月は早も出でぬか・も 三六五

おもほゆる音のすくなく道にあはぬか・も 三六五

希望的心象 十ぬか・も

これが反語の形で希求の意味を表はすものである。A・Bの差異

は傍線部によつては定まらず、それに先行する部分に、右の如く図式化した内容をもつかどうかによつてきまるのである。

Bの場合、あげた用例中に「ありこせぬかも」「つぎこせぬかも」といふのが数例である。この「こせ」を国語辞典は助詞、大言海は他動詞、金田一氏古語辞典は接尾語、武田博士は助動詞としてをられる。これら品詞の決定に諸説があるのはともかくとして、これを楠守郎の雅言考以来「希望をあらはす語である」とされて通説となつてゐるのは如何であらうか。ところが集中「こせ」の用例は實際にはきはめて少く、右にあげた他には「この鳥も打ちやめこせぬ」(記上)「いでわが駒はやくゆきこせ」(催馬楽)「水金に相見こせぬ」(など)を挙げうる程度である。この「こせ」は朝山信弥氏が古く国語国文誌に考へられた如く「こす」「こそ」などと関係づけて現在でも説かれてゐるが、その意味は本来他動詞下二段の「越す」にねざしてゐる語と考へるべきもので、具体的にはその上に接する動詞の内容たる状態の、時間的乃至空間的持續の意味を添へるもので「こせ」の形は、その已然形であるのを命令形との混同・類推から「……であつて呉れ」といふ意味になり、やがてそれが文法家の間に、「これは希求の助辞だ」といふ説に固まつて来たのではないかと考へる。「こす」は集中八例あつて、すべて禁止の助詞「な」を伴ひ、その中五例までは「散り」につづいてゐる。勿論それらも右の状態持續の意味から「散つてゆくな」と口語訳されるのである。このやうに、集中の「こせ」「こす」を四段動詞とすれば「こそ」はこれとはまた異つた系統の助詞と考へるべきではないだらうか。そして「つぎこせぬかも」「ありこせぬかも」「こす」を「……して

ゆく「ずつと……する」の意に解すればBの他の例と同様、まきに示した図式によつて希求の意味が生じてくるものと考へることができ。

話を「選りこぬかも」にもどすと、これは右に言ふところのAに属するものであつて、ここで「真土の山ゆ 選りこぬ」といふのは作者にとつては儼然たる事実であり、さきに述べたわたくしの解釈や、略解の説でなければならぬことになるのである。

要するにこの長歌に表現された乙鷹の妻の心情といふのは、配所に曳かれてゆく夫の後姿を幾らかつきはなして眺めてゐることができた位に夫との間に距離ができてゐる。妻としての自分を裏切り辱しめた罪人としての夫に対する優越の感情に近いものがある。石上振るの尊」と言つたのは彼らの間におけるこれまでの習慣と歌の声調とによるものでしかない。だからこの歌には離別の悲傷といつたやうな感情からくる切迫感の盛りあがりなどといふものとはまた違つた表現、つまり言はば叙事詩的な表現を結果したのである。この結果だけを皮相的に読めば、この長歌をどうしても第三者の作と見たくなる。だがこれを乙鷹の妻の作品と見るべきだといふその理由は右にくどく述べて来たやうに、この長歌には姦夫に裏切られた妻の心の表現と見るのが最も当を得てゐると考へるべき諸点を、仮定しうる仙説にうちまぎさつてあげたとこに存するのである。

四

配流者の心理、といつてもその犯した罪や、その人の性格・環境などによつてそれは大変違ふはずで、いちがいに言へない。

穂積朝臣老のやうに大辟罪によつて斬刑に問はれ皇太子の奏によ

つてからうじて遠流となり、佐渡島に曳かれていつたこの人は、死一等を軽くされたことに心からの感謝をし、ただ一途に罪をわびる心で配所への道を歩いてつたと思はれる。万葉集に長歌とその反歌(三四〇・三四一、但し左註には反歌だけが老の作だといふ「或書」の異伝があることをつたへてゐる)があるが、長歌の方は殆どを道行に費しながら、控へ目控へ目に家郷を顧みる心を表現してゐるのである。そして反歌には自己の安泰無恙をひたすら神の前に祈る敬虔な姿が見られるのである。

巻十五の中臣宅守の場合は、同じく越路を曳かれてゆくにしても作品化された彼自身の上には恥ぢらふ姿態、悪びれた身ごなしは見られない。それは娘^{なご}子との間にごく内緒な、ごく緊密な相聞の関聯のうち配所への長道にあつた自我の心情を抒情したからであつた。作品非公開の予想の下に純粹な制作動機でもつてつらぬかれた贈答歌が成立したために、つまり作品のおかれるべき場が閉ざされてゐたためにあのやうに開放的な制作態度をとることができたのである。

そもそも刑罰にふれてまでも禁断の恋を遂げんとする個性は、余程自我が強かつたか、あるひは自我をむなしうして情愛に生きようとしたものか、そのいづれかであるとみるべきである。石上乙鷹の場合はその前者であつた。その点では彼は前記宅守とは対蹠的な性格を背負つてゐたとみられ、その人生觀に一種のにぎりともいへさうな嫌味をもつてゐたことを感ぜずにはをられないのである。

三七四 雨ふらば著んと思へる笠の山、人にな著せそ、ぬれはひづとも

彼のこの短歌が端的にその人となりを露呈してゐる。ここには、

批評を絶して自我至上の思想が安住してゐる。彼の、久米の若売との姦通事件もかかる思想の行動化に他ならぬのであつた。

一〇三 父きみに吾はまな子ぞ、此刀自に吾はまな子ぞ、参ぬのぼる八十氏人の、手向する 恐の坂に、幣奉り吾はぞ道へる 遠き土左道を

反歌

一〇三 大塔の神の小涙はせばけども、百船人も過くと云はな

これは土佐道（巨勢—真土山—和歌浦—大塔—土佐）を流されてゆく乙鷹の作歌である。流刑者には足または頸に械をつけることを獄令は規定してゐる。かくて罪びとたちは幾人かづつ取りまとめられて流されてゆくのである。才もあり、家柄もよかつた彼が春の巨勢路をさうして曳かれゆく姿は、人目には滑稽といふよりやはり哀れなものとしてうつたことであらうと思はれる。この歌にはそのやうに客観的には哀れまるべき彼の、内心の強靱さが流人の感傷や色恋を捨象したかたちでのさばつてゐる。彼の父石上麻呂はすでに養老元年七十七になくなつてゐる。この時より二十年も昔のことである。また歌中「ははとじに」といふのに「此刀自爾」といふ文字をあててゐるのは母もすでに亡くなつてゐることを示してゐるのである。当時四十六七から五十才位であつたらうと思はれる石上乙鷹が何を思つてここに父母を呼ぶことをしたのであらうか。それは地位を剝奪され、遠い旅路の不安に直面して動揺する彼の心を安らがしめうるものは、石上布留の祭祀を伝へ、血統を伝へた父母によつて具象化する門地の權威、氏の誇りを措いて他に何もものなかつたからである。

それと共にこの歌において考へるところは、彼が妻を古衣の如くにうち捨てて、若売への愛欲に自我を全うしてきたのであるからいまかうして土佐道を追ひつつも、彼が脳裡には若売のことをこそ思へ、妻なぞさらさら恋慕の対象とはなり得なかつたといふことである。懐風藻所収の彼の漢詩には醜所に生活してからの彼の心境が示されてゐるが、それらもこのことを考へるのに有力な支へとなつてゐる。

以上において考へたところを要約すれば、一〇三・二三の長歌短歌にあらはれた作者の人間としての傾向、制作心理ことにこれらの歌においてのことさら妻を歌ひおとしてゐる点に注意したいといふことであつた。

五

万葉集中甲の歌と乙の歌との間に類歌的な關聯の認めうるものは相当な数にのぼる。それらは相聞・贈答歌相互の關係を除いて考へても（イ）民謡的なもの相互間における場合（ロ）個人的な作品とより古い作品（民謡も個人の作品も）との間における場合の二つにわけて考へることができる。（ロ）について言へば甲の歌（作者の教養の文學的環境の一部分をなしてゐる作品）と乙の歌（甲の歌をその文學的教養としてもつ作者の制作した歌）との間には作歌事情の類似が見られる。それはつまり、乙の歌の作者が甲の歌の示してゐる素材や作者の体験に相ひ近いものを自分も持つと意識し、表現の上で甲をうけいれて乙を制作したといふことにもよるのである。

乙 一〇三 王の命かこみ、刺しなみの国に出でますや吾背乃公突（あ）

鑿か巻けも湯湯石恐石、住吉の甞入神、船舳爾牛吐賜、
 付つき賜たまはむ島之崎前、よりたまはむ磯乃崎前、荒浪
 風爾不令遇、莫管見疾あひあらせず (b)
 急いやけくかへし賜はね、本国部爾 (c)

これは石上乙鷹が土佐へと流されていつた時にその妻が詠んだと
 されてある第二の長歌である。これには万葉集卷十九にある次の長
 歌との間に明らかな類歌的関聯が成立してゐる。

甲 四四 虚そらみつ山跡の国、青丹よし平城の京師ゆ、忍照る難波に
 下り、住吉の三津に船のり、直渡り日の入る国に、遣は

さる和我勢能君乎 (a)

懸麻久の由由志恐伎、墨吉の吾が大御神、船乃伴爾宇之
 波夜座、船どもに御立まして、さしよらむ磯乃崎々、こ

ぎはてむ泊々爾、荒風浪爾安波世受 (b)

平久ゐてかへりませ、毛等能國家爾 (c)

この歌には「天平五年贈入唐使歌一首并短歌」と言ふ題詞があつ
 て、本稿第二章に挙げたたちひの広成が天平五年遣唐使として難波
 津を進発するに際して贈られた歌であることがわかる。この壮行に
 はなむけされたものは卷五の憶良作好去好来歌、卷八の金村の作、
 卷九の入唐使の親母の歌などがこのつてゐる。いづれにしてもこの
 歌(甲)と先にあげた乙鷹の妻の作(乙)との間には発想、構成、
 用字の上にごく近い類歌的関聯のあることはいなめない。甲をわた
 くしは遣唐使の妻の作と推定したと同じ理由で乙を乙鷹の妻の作と
 見るのであるが、両歌を a・b・c — a・b・c に区切つて対比
 せしめたならば右に言ふごとき類歌的な関聯性はきはめて明らか
 なると思ふ。すなはち第一に、天皇の命令によつて海路の旅に出て

ゆく夫を海神たる住吉の神が庇護して無事に帰らしめ給へと神に祈
 るといふ形式において甲と乙とはその発想を同じくしてゐる。第二
 に、構文の上から言つて a・a は目的格を提示し、c・c は述格を
 なして結び、b・b はその述格に対する主格と、述格に対する連用
 修飾節とからなるといふ点においてその構成を同じくし、第三に、
 甲のわがせのきみを・ゆゆしかしこき・すみのえのわがおほみか
 み・ふねのへにうしはきまし・いそのさきさき・とまりとまりに・
 あらきかぜなみにあはせず・たひらけくゎてかへりませもとのみか
 どに、とあるのと乙のそれに対応する部分とを比較すればすぐわか
 るやうに、用字用語の上にいちじるしい類似性が見いだされる。そ
 してその相違点の主たるものは乙において a の部分がたいへん簡略
 化されたといふことである。それは甲の歌の a において、天皇の命
 令によつて海路をゆく人は入唐使といふ重大な国家的使命をもつた
 夫であることを叙述してゐるのに対して、乙の歌の a において、天
 皇の命令によつて海路をゆく人は醜聞事件によつて朝譴を蒙り流刑
 地向ふ夫であるといふ作者の住吉の海神(もしくは読者も)に対
 する言はば気おくれのやうな心情があらはれてゐると見ることがで
 きる。

乙の歌の b・c が、甲の歌の b・c に大同小異、その発想、構
 成、措辞において右に対比してみたごとく類歌的であり、模倣の跡
 が明瞭であるといふことは、乙の作者のこの場合における制作意欲
 の弱さを示してゐるものであると言へるであらう。この甲乙両歌の
 間に成りたつてゐるのはさうした意味における類歌的なかかはり方
 であつて、ここにも乙鷹の妻の、夫に対する心情の如何が問はれる
 よすがが存してゐる。

乙鷹とたちひの広成との間に交渉のあつたといふ「確証」はあげえなかつたが懐風藻に名を列ねた六十四名中の例の十人グループのメンバーとして両者の交渉の期待されうところはこれもすでに述べたところである。このことは両者ともに同時代の局限された交際圈内にある高級官僚であり、また共に遣唐使に起用されるやうな人物であつたことなどからも十分推定しうるところである。そしてたちひの広成に贈られた四二四五の歌は、やがて乙鷹やその妻の身辺にも伝へられてゐるに違ひないと考へられるのである。

すでに本稿第四章で述べたやうに、姦夫としての乙鷹はもはやその妻に対して一片の愛情をさへ持ちあはさなかつたやうである。流されてゆく時の彼は二十年前に死んだ父や亡母に就縛の悲哀を訴へても、その妻を思ひ妻との別離を惜しむ片言をさへあの歌に歌はなかつた。かかる場合の男乙鷹にとつてはそれは善悪を超えて当然の心情であつたと考へられる。本稿第三章でわたくしが見た乙鷹の妻の心情は、さやうな姦夫の行爲や態度に対して示した自然な反応であつた。彼女は形骸化した妻の座にあつて「たわや女の感ひによ

いさよふ波の行方知らずも考

尾崎暢映

(一)

柿本朝臣人鷹の、近江の国より上り来し時、宇治河の辺に至りて作れる歌

ものふの八十氏河の網代木にいさよふ波の行方知らずも

り」いま配所へつれ去られゆく夫を軽蔑し、嘲笑し切ることが果してできたであらうか。そんな姦夫でも、妻の心のどこかではやはりまだ愛してゐる。やはり早く帰つてきて欲しい。しかしこの気持はいまの彼女にはとても自分の言葉として自然に湧きでて来ない。といふわけで手近なところから素材・境遇の似通つた表現——夫が天皇の命令によつて船路をゆく、無事に帰つて来ることのできますやう神さま、お守り下さいといふことを内容としたもの——を四二四五の長歌に求め、それに若干の改変を加へ、右のやうに複雑な妻の心理を表現しようとして制作されたのが一〇二〇の長歌である。わたくしは見るのである。それは決してその歌が作者の仮面的な表現であるといふのではないことも右に述べたところから了解して頂けることと思ふ。(30・6・15稿)

附記 本稿は昨夏東大寺勸学院において行はれた上代文学会の研究会の席上で発表したものに諸先生方の御批判を得、補訂してなつたものである。

古来、この歌については議論紛紛で、作意が正しく把握されてい